

論点③ 管理栄養士の居宅療養管理指導の指導時間の見直し

論点③

- 管理栄養士の居宅療養管理指導を行う場合は、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を30分以上行うことが要件となっている。
- 管理栄養士による算定件数は、極めて少ない。
- 実施している助言・指導内容は、「食事の形態」、「栄養補助食品の紹介・利用方法」、「栄養素摂取量」等、様々である。
- 訪問指導時間が算定要件の30分に満たないために、居宅療養管理指導の算定はしていないケースが一定数ある。
- 訪問に同行する他職種がいる割合は5割であり、そのうち、同行した職種は「医師」と「介護支援専門員」が最も多かった。

対応案

- 30分未満の栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言について、新たに評価を行ってはどうか。

居宅療養管理指導（管理栄養士）の実施状況（指導内容・時間）

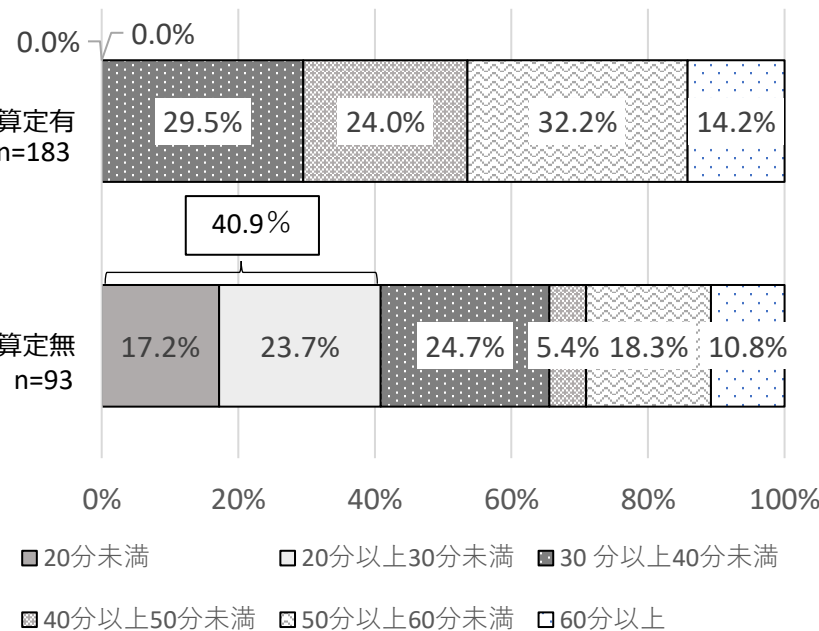
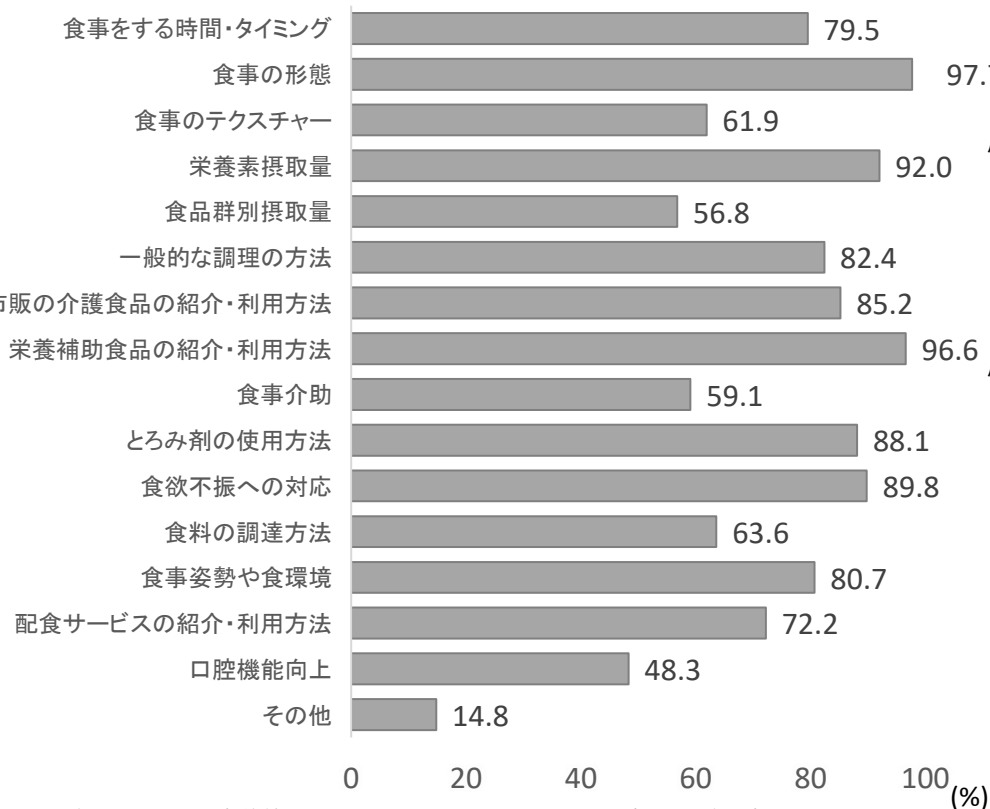
社保審－介護給付費分科会
第259回（R8.6.29）

資料
5改

- 居宅療養管理指導において実施している助言・指導内容として、「食事の形態」が97.7%で最も多く、次いで「栄養補助食品の紹介・利用方法」96.6%、「栄養素摂取量」92.0%であった。
- 居宅療養管理指導の算定有無別の訪問指導時間の状況は、算定有の場合、「50分以上60分未満」が32.2%で最も多く、算定無の場合、算定要件の30分に満たない「20分未満」と「20分以上30分未満」を合わせて40.9%であった。

■ 居宅療養管理指導における助言・指導内容（複数回答）

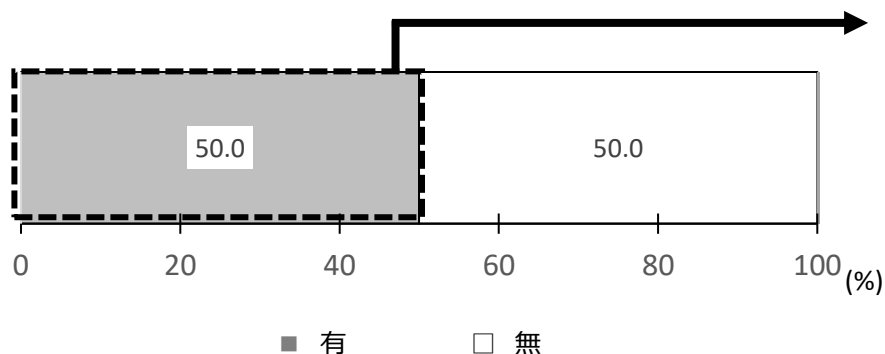
■ 居宅療養管理指導算定の有無別の訪問指導の時間の状況



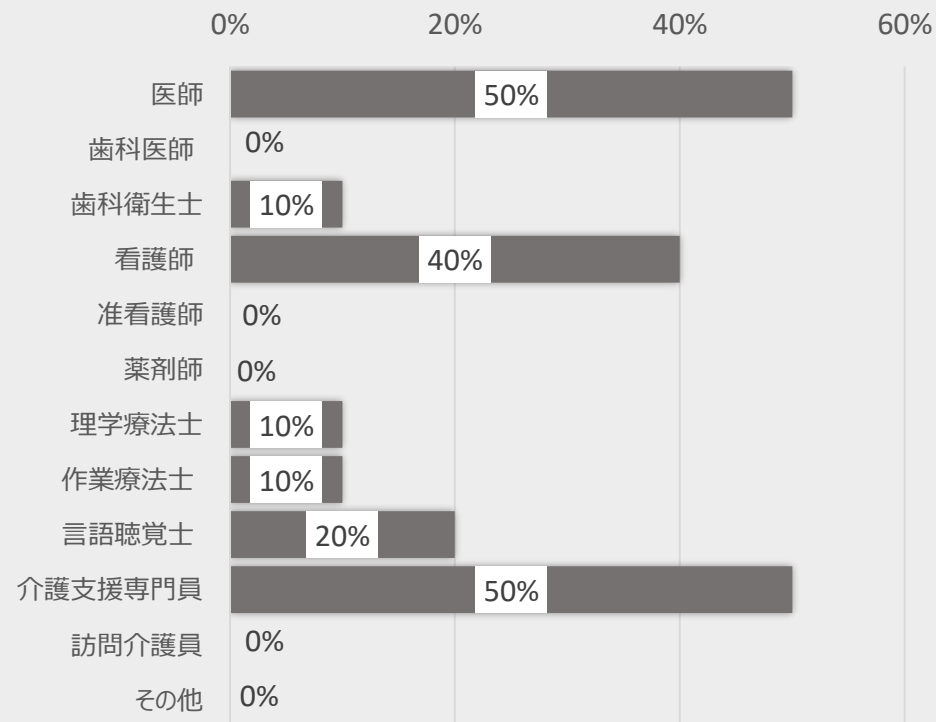
注) 居宅療養管理指導は、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を30分以上行った場合に算定されるため、「算定有」については、「20分未満」、「20分以上30分未満」の選択肢はない。

- 管理栄養士による居宅療養管理指導の訪問時に、同行する他職種がいる場合は50.0%であった。
- そのうち、同行した職種は、「医師」と「介護支援専門員」が50.0%で最も多かった。

■ 管理栄養士による居宅療養管理指導の訪問に同行した職種の有無
（令和6年10月～令和7年9月）（n=20）



■ 管理栄養士による居宅療養管理指導の訪問に同行した職種
（令和6年10月～令和7年9月）（複数回答）



【出典】令和7年度老人保健健康増進等事業「居宅療養管理指導等に係る在宅医療・介護連携の調査研究事業」より老健局老人保健課にて作成